Ueno Zoological Gardens

恩賜上野動物園
園内広告 募集概要

公益財団法人東京動物園協会
恩賜上野動物園
株式会社キッズプロモーション

2010年
7月

はじめに

東京都恩賜上野動物園は明治15年に日本で最初の動物園として開園して以来、120年以上にわたり国民の憩いの場として親しまれ、現在でも年間約300万人以上が訪れる、日本を代表するとともに世界でも有数の動物園です。

昨今、自然環境が急速に失われる中、都会においては野生動物と触れ合う機会は極端に少なくなっています。生きた動物達とのふれあいを通して、命あるものを尊ぶ心や自然環境を大切にする心を育成するという動物園の社会的使命はますます重要性を増しているといえます。

恩賜上野動物園では、2011年春にはジャイアントパンダを受け入れることが決まり、着々と準備が進められています。来園者の増加が予想されるため、ますます園内の環境整備が必要になっています。

こうした環境整備の一環として、動物園内にある様々なサインを、よりわかりやすく、動物園らしい統一感のあるデザインに更新・整備する「サイン整備事業」を現在進行しています。

東京都では、都市再生に向けて民間活力の導入や、規制緩和を全庁的に推進しています。動物園等の有料施設においても今までの広告掲示に関する規制が緩和され、動物園にふさわしい協賛企業に、園内の一定の効果的な場所に広告掲示を認めることとなりました。

恩賜上野動物園では、園内に広告を掲示することにより民間企業から協賛金を募り、この資金を活用し、園内サインの更新をはじめとする環境整備計画を推進していきたいと考えています。

企業の皆様におかれましては、この「サイン整備事業」に是非ともご理解をいただき皆様のプロモーション活動の一環として活用していただければ幸いです。

表門広場

西園アイアイのすむ森前

西園不忍池前

ゾウ舎前

ニュース

ジャイアントパンダ保護研究実施の協力協定書に調印しました　2010.07.26

東京都と中国野生動物保護協会では、ジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトを共同で進めることを通じてジャイアントパンダの保護を促進し、中国における野生動物保護事業のさらなる発展に寄与し、また、自然環境の保全や野生動物の保護への理解をはかるために、協力協定書の調印をおこないました。

■ 調印日時

2010年7月26日(月) 日本時間正午(現地時間午前11時)より

■ 調印場所

中国野生動物保護協会(中国北京市東城区和平里東街18号)

■ 調印式内容

◎あいさつ

◎協定書調印

日本側東京都建設局長　村尾公一

中国側中国野生動物保護協会秘書長　臧春林(ツァン・チュンリン)

◎導入するジャイアントパンダの写真パネル贈呈

■ 東京都に導入するジャイアントパンダ

◎頭数と性別　オス1頭、メス1頭

(日本での名前については別途募集する予定です)

◎飼育予定場所　東京都恩賜上野動物園

◎導入時期　2011年早期予定

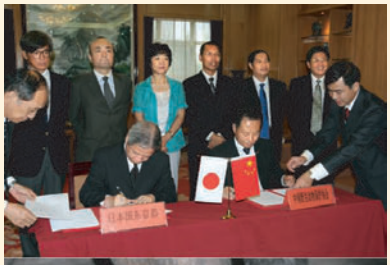

写真上：調印式(2010年7月26日、日本時間正午過ぎ)

写真中：オス

2005年8月、臥龍保護センター生まれ(4歳11か月)

143kg、活発で食欲旺盛、発育良好、健康状態良好

＊中国名「比力」(ビーリー)

＊日本での名前については別途募集する予定です。

写真下：メス

2005年7月、臥龍保護センター生まれ(5歳)

124kg、活発で食欲旺盛、発育良好、容姿がよい

＊中国名「仙女」(シィエンニュ)

＊日本での名前については別途募集する予定です。

動物解説ボードについて

設置場所	恩賜上野動物園内
広告物種類	■ 動物解説ボード （サル山、アジアゾウ、ゴリラ、カバ・コビトカバ、 ハシビロコウ、サイ、ワシ・タカ）　計7種 ■ 環境啓発ボード　1種
掲出期間	①1年間（次年度以降自動更新可能）順次受付 ※広告掲出開始日から1年間として起算します。 ②1ヶ月（掲出保障期間：4週間）～ ※年間でも販売しているため、掲出開始日の5ヶ月前からのオープンとなります。 上野動物園と東京都の審査が入る為、1ヶ月半前を締め切りとさせていただきます。
サイズ・仕様	別紙参照
申込の流れ	1. 所定の申込用紙にて申込を行ってください。 2. 広告主は「上野動物園広告掲示等判定会」にてクライアント審査を行い、後述の判断基準に基づき広告主として決定→契約いたします。（決定優先） 3. 決定しました広告主は40日前までに掲出デザインを提出願います。 上記判定会にてデザイン審査をさせていただきます。 ※データの入稿形式ならびに製作スケジュールは別途ご連絡いたします。
備　考	1. ご提出いただいたデザインに対し、判定会より色・文字などの一部修正をお願いする場合があります。 2. 広告シート製作・施工費は別途実費が必要となります。（後述参照） ※製作・施工は（財）東京動物園協会にて行います。 3. 1クライアントで複数のボードに掲出をご希望の場合は、ご相談ください。 4. 広告掲示申し込み後ならびに契約後のキャンセル料は、提案料金の100%を申し受けます。 5. 支払条件：掲出時現金。 6. 広告主メリットとして、動物園のホームページ「東京ズーネット」（http://www.tokyo-zoo.net）に「サイン整備事業協力企業」の紹介を掲載しております。　※年間掲出のみ

動物解説ボード種別概要

サル	■ 掲出場所	サル山前
	■ 通行量（参考）	約 220 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：220 万円 ②短期掲出料金：18 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
ゾウ	■ 掲出場所	ゾウ舎放飼場付近
	■ 通行量（参考）	約 220 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：220 万円 ②短期掲出料金：18 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
ゴリラ	■ 掲出場所	ゴリラ・トラの住む森
	■ 通行量（参考）	約 220 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：209万円 ②短期掲出料金：18 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
カバ・コビトカバ	■ 掲出場所	カバ・コビトカバ舎前
	■ 通行量（参考）	約 160 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：152 万円 ②短期掲出料金：13 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
ハシビロコウ	■ 掲出場所	ハシビロコウ舎前
	■ 通行量（参考）	約 160 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：152 万円 ②短期掲出料金：13 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
サイ	■ 掲出場所	サイ舎前
	■ 通行量（参考）	約 160 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：160万円 ②短期掲出料金：13 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	100,000 円〔税別〕
ワシ・タカ	■ 掲出場所	猛禽舎入り口
	■ 通行量（参考）	約 160 万人 / 年
	■ 掲出料	①年間掲出料金：106.4 万円 ②短期掲出料金：9 万 5 千円〔税別〕
	■ シート製作取付費	85,000 円〔税別〕※片面掲出

環境啓発ボード概要

■ 掲出場所	モノレール東園駅前
■ 通行量（参考）	約 250 万人 / 年
■ 掲出料	①年間掲出料金：250 万円 ②短期掲出料金：20万 8 千円〔税別〕
■ シート製作取付費	250,000 円〔税別〕 ※片面掲出

各種ボード掲出場所・仕様

カ　バ

サル山

ゴリラ

サ　イ

ハシビロコウ

環境啓発ボード

アジアゾウ

ワシ・タカ

動物解説ボード仕様

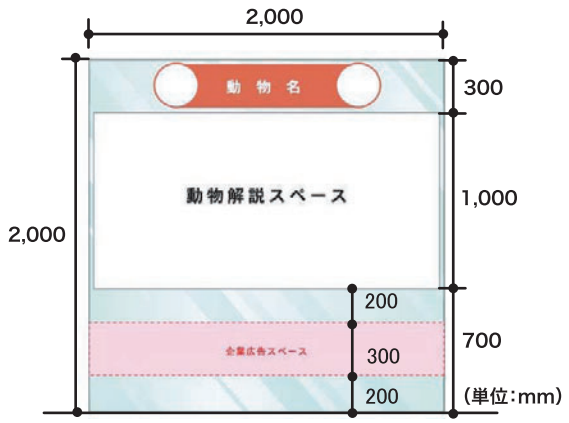

掲出サイズ	H＝300mm W＝2,000mm
掲　出	両面 ※「ワシ・タカ」のみ片面
材　質	ガラス
仕　様	マーキングフィルム

環境啓発ボード仕様

※企業・自然保護系広告ともにお客様にてデザインをご提出下さい。

掲出サイズ	企業広告面 ×３面 H＝1,080mm W＝980mm 自然保護系広告 ×３面 H＝1,080mm W＝980mm
掲　出	片面
材　質	ガラス
仕　様	マーキングフィルム

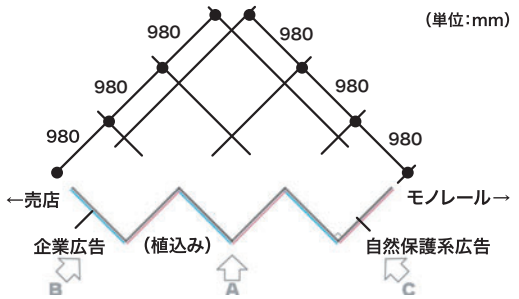

企業広告

【B方向イメージスケッチ】

【A方向イメージスケッチ】

1,080
920
2,000

自然保護系広告

【C方向イメージスケッチ】

恩賜上野動物園について

沿　革	1882年（明治15年）日本初の動物園として開園
名　称	東京都恩賜上野動物園
住　所	東京都台東区上野公園 9-83
敷地面積	14ヘクタール
飼育動物数	約500種 3,100点
年間入場客数	約300万人（平成21年度実績）
入園料	●一　　般　600円　団体（20名以上）480円 ●中　学　生　200円　団体（20名以上）160円 ●65歳以上　300円　団体（20名以上）240円
開園時間	午前9時30分～午後5時（入園券の発売及び入園は午後4時まで）
無料公開日	開園記念日（3月20日）みどりの日（5月4日）都民の日（10月1日） 老人福祉保健週間中（9月15日～21日）の開園日は、60歳以上の方と介添者1名は入園無料
休園日	不定休（下記カレンダー参照） 年末年始（12月29日～翌年1月1日）

開園カレンダー

2010年7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開園時間	
	9:30～17:00
	9:30～19:00
	休園日

2010年8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

開園時間	
	9:30～17:00
	9:30～19:00
	9:30～20:00
	休園日

2010年9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

2010年10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

2010年11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

2010年12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

2011年1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

2011年2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

開園時間	
	9:30～17:00
	休園日

広告掲示判断基準 1
上野動物園広告掲示判断基準

上野動物園内の広告掲示については、「有料施設内における広告掲示について」
（平成14年11月1日付　公園緑地部長通達）に基づき、下記のとおり判断基準を定める。

1. 基本事項

①動物園に掲示する広告として、それに相応しい品位をもったものであること。
②広告は、消費者（購入者、利用者等）に対する情報の提供であること。

2. 掲示基準

①広告を掲示できる施設の種類は、環境啓発ボード及び動物解説ボードとする。
②広告の形状・模様・色調等は、園の美観を損ねず、周囲の景観と調和のとれたものとする。
③環境啓発ボードに掲示できる広告内容は、動物園の普及宣伝や地球環境保全、野生動物保護、希少動物の繁殖、環境学習など動物園事業に貢献する内容が含まれているものとする。
④環境啓発ボードに、団体名又は企業名及び商品名並びに商品広告を表示する場合、その表示面積は、原則として同広告施設の表面積の１／２以下で、かつ10㎡以下とする。
⑤動物解説ボードに表示できる内容は、団体名又は企業名、商品名及び動物デザインとし、その表示面積は、原則として動物解説ボードの表面積の１／５以下で、かつ２㎡以下とする。
⑥広告の掲示期間は、原則として１年とする。

3. 規制広告基準

①消費者保護の観点
・広告を見て行動する消費者に対して不適切な表現
・消費者に不利益となる表現
・誇大な表現、故意に誤認させる表示
・商品・サービス・掲出企業が社会的に不適切なもの
・消費者に多大な損害を与える恐れのあるもの
②児童及び青少年保護の観点
・性について露骨、卑猥な表現
・暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認する表現
③動物園としての観点
・特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としたもの
・人権侵害、名誉毀損等の恐れがあるもの
・動物園事業に支障のあるもの
④公正競争規約としての観点
・薬品、不動産、その他各種の公正競争規約に抵触するもの
⑤各種法律上の観点
・医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
・法律で認められていない商品やサービス
⑥その他社会通念上の観点
・暴力や投機をあおる恐れのあるもの
・不安や不快な念をもたらすも

3-2. 一般的な表現の規制基準

①根拠のない最大限の表現（誇大広告）
②故意に誤認を誘う表現（不当表示）
③効果効能の約束
・儲かる、効く、良くなる等
④人権侵害、名誉毀損、性差別

平成17年4月15日一部改正

広告掲示判断基準 2

3-3. 業種・商品ごとの表示規制等

①不動産広告	・公正競争規約による表示規制　・投げ売り、特売、早い者勝ち等契約を急がせる表示は認めない
②コンタクトレンズ	・「コンタクトレンズは医療器具。必ず眼科医の処方により、正しくお使い下さい。」との表示が必要
③医薬品	・「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」との表示が必要。なお、痩せる、治る、軽くなる等の効能の約束表示は認めない。
④病院・医療機関	・医療法（６条の５：医業等に関する広告の制限、６条の６：広告することができる診療科名､６条の７：助産婦等に関する広告の制限)に規定する事項以外は認めない。
⑤グループ競合	・大型企画、表示内容等は事前に要相談
⑥銀行・信販カード	・キャッシング機能表示は事前に要相談 ・「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること
⑦タイアップ広告・連合	・関連性がありパッケージ化されたものであれば掲出可
⑧情報通信・携帯電話	・混雑した車内等では、「心臓ペースメーカー等への影響を考え携帯電話の電源をお切りください。」等のマナー表示を入れる。
⑨消費者金融	・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。
⑩たばこ	・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。
⑪酒	・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。
⑫政治宣伝	・特定の政党、政派の政治宣伝に関わるので認めない。
⑬意見広告	・意見発表の場としないので認めない。
⑭宗教、宗派	・特定の宗教、宗派の宣伝に関わるので認めない。
⑮ギャンブル	・過度に射幸心を煽る恐れがあるので認めない。
⑯風俗営業等	・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。（公園緑地部の広告掲示等判定会でも認めていない。）キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、ファッションマッサージ等及び風俗特殊営業法に定める施設
⑰出版広告	・原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記事項により審査する。 ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実であると誤認される恐れの表現がないかどうか ・犯罪を示唆したり、暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨又は肯定する表現がないか ・出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の表現内容でないかどうか ・性に関する表現が、露骨又は挑発的ではないかどうか・痴漢などの性犯罪を誘発、助長するような表現がないかどうか ・男女の別なく不快の念をもたらす表現がないかどうか・性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか ・児童や未成年の性行動に関する表現がないかどうか・法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか

平成17年4月15日一部改正

掲出申込用紙送付先

掲出申込用紙送付先・お問合せ窓口

株式会社キッズプロモーション

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 1-16-30 KIKビル1階
担当　椎原

TEL:03-5155-5657
FAX:03-3207-5562
E-mail:a-shii@ckg.co.jp

管　理　元

公益財団法人東京動物園協会

TEL.03-3828-5171(代)
FAX.03-3821-2493